

平成 14 年度ゴルフ場暫定指導指針対象農薬水質調査結果 - 環境省 -



環境省は、平成 2 年 5 月にゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査の方法やゴルフ場の排水口での遵守すべき農薬濃度目標(指針値)等を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を都道府県に通知しました。以降、各都道府県において、同指針に基づき所要の調査、指導が行われています。

平成 14 年度の水質調査は、1,539 ヲ所のゴルフ場を対象に延べ 8 万検体について実施し、そのうち指針値超過検体は 1 検体(フェニトロチオン(殺虫剤))でした。こちらの超過した事例については、都道府県においてその原因究明が行われ、当該ゴルフ場の同一の排水口及び周辺の公共用水域において追跡調査を行った結果、当該農薬はいずれからも検出されませんでした。

環境省は、引き続き「暫定指導指針」に基づき、都道府県と協力してゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止のため、指導を行っていきます。

資料: 2003年11月5日付 環境省ホームページ(報道発表資料)

総務部 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

